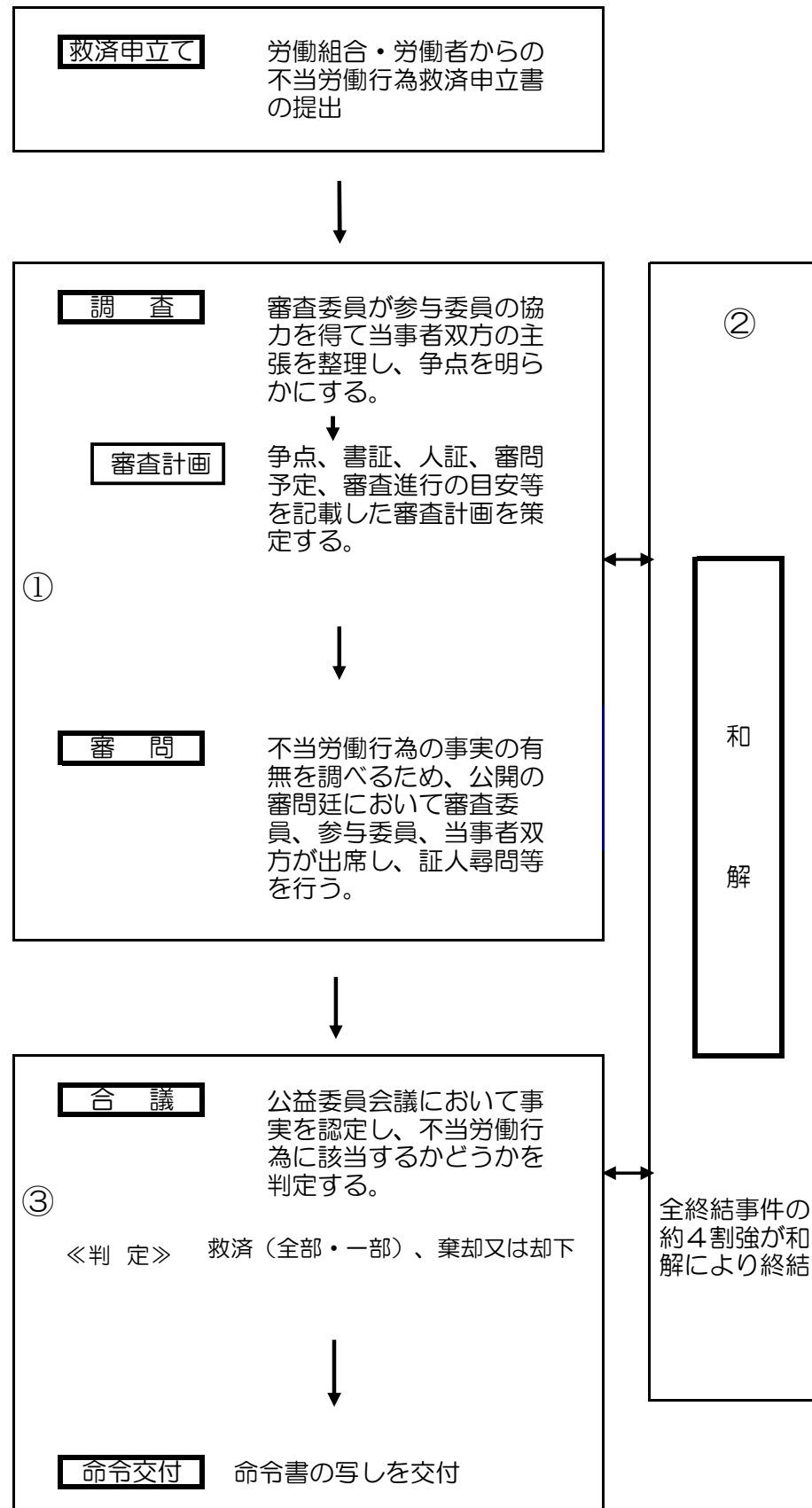


労働委員会委員の業務内容（審査事件）

【審査の流れ】

(法的根拠)
・公益委員: 審査委員
・労・使委員: 参与委員
* 労働組合法19条の12、24条、労委規則41条の6④等

【公益委員と労・使委員の3名で一つの事件を担当し、各委員の協力関係の下で役割分担しながら事件処理を行っている。】



	公益委員	労・使委員
① 審査	<ul style="list-style-type: none"> 調査・審問にあたり、労・使委員と常に協力関係を保持しながら、事件審査を指揮する。 当事者からの申入れなどに対しては、労・使委員の交渉力や調整力を活用しながら対応している。 労・使委員からの意見や当事者情報を聴いて的確に判断し、審査を円滑に進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての調査・審問への出席や当事者情報の収集を通じて、円滑な審査業務に大きな役割を果たしている。 審査指揮は公益委員が行うが、当事者の主張が激しく対立し、調査や審問の場が混乱した場合、休憩時に労・使委員がそれぞれの当事者に対し、意見調整や融和のための働きかけを行うなどして、事態を鎮静化させる。 紛争当事者の真意や隠れた主張などの情報を収集して公益委員に提供したり、トラブルが回避できる方法について意見を述べることにより、適切な審査指揮をバックアップしている。 労・使委員は、期日外にも当事者からの直接の相談を受けることがあり、これが事件審査を進めて行く上での貴重な当事者情報となり、円滑な審査進行に反映される。
② 和解	<ul style="list-style-type: none"> 和解手続に移行できるかは、労・使委員の意見を聴いて審査委員が判断している。 和解手続に関する基本的な進め方を公・労・使委員3者で協議したうえで、当事者との直接的な調整は、主に労・使委員が行う。また、和解協定書の書きぶりについても労・使委員の意見を尊重しながら調整している。 	<ul style="list-style-type: none"> 和解による終結は全終結事件の約4割強を占めているが、労・使委員の助言や意見によって和解が円滑に進められるケースが多く、和解における労・使委員の役割は非常に大きい。 和解は、審査手続のどの段階であっても、行うことができるが、それを見極めるタイミングが重要である。そのため、労・使委員は、常に当事者の状況に留意しており、当事者からの情報収集や具体的な相談対応を通じて、和解の機運の醸成に努めている。 和解期日の当日は、労・使委員は、公益委員との打合わせに基づき長時間にわたり、何回も当事者の控室で和解条件について協議し、和解協定書の細部の文言にまでこだわって関与している。 和解期日外においても、当事者と密接に接触を行い、最終局面に近くなった場合、労・使委員が相互に連絡し、和解案の細部について詰めを行う。
③ 命令	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の主張及び争点の整理、事実認定及びこれらを踏まえた判断を記した命令書原案を、担当審査委員が事務局員の補佐を得ながら、作成する。 担当審査委員の原案を、上記の観点の観点があるかを公益委員全員で合議して練り上げ、命令書案を作成する。 会長はすべての命令書原案を精読したうえで、公益委員会議を進行し、会議終了後も、細部のチェック・調整を行い、命令書案を確定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公益委員会議の合議に諮られる事件について、必要に応じて担当審査委員あて及び公益委員会議で、書面を作成のうえ、意見陳述を行う。